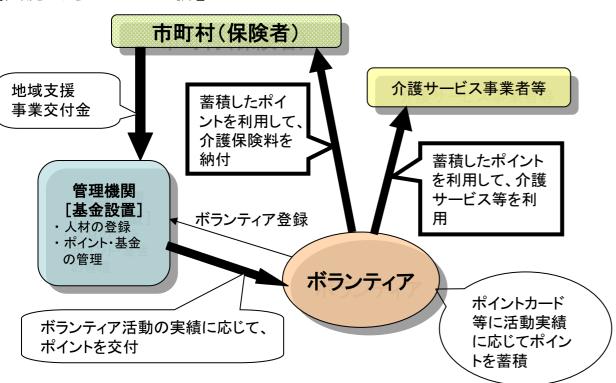
介護支援ボランティア活動の推進について

- 市町村の裁量により、地域支援事業交付金を活用して、介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付し、実質的な保険料負担軽減等が可能。
- 高齢者が活動を通じて社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの健康増進 も図ることを支援。

【実施スキームの一例】



【市区町村の事業実施(予定)状況】

平成19年

9月~ 稲城市

12月~ 千代田区

平成20年

4月~ 世田谷区、品川区、

足立区

7月~ 八王子市

10月~ 豊島区、清瀬市

※ 上記の場合、結果的にボランティアの保険料負担が軽減されることとなるが、

保険料賦課自体を減額又は免除するものではない。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制)

(監査指導時)

→(監査中の事業廃止等)→

(指定・更新時)

→ (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守が 不十分

事業者の本部への 検査権限がない

○不正行為への組織的な 関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ

- ○監査中の廃止届により 処分ができない
- ○同一法人グループへの 譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題

- ○組織的な不正行為の有無 に関わらず一律連座
- ○一自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不 十分

業務管理 の体制整備 本部への 立入検査等 処分逃れ 対策 / 指定・更新 の欠格事由 の見直し サービス 確保対策 の充実

- ○新たに事業者単位の 規制として法令遵守 の義務の履行が確保 されるよう、<u>業務管</u> 理体制の整備を義務 付け等
- ○事業者の規模に応じ た義務とする
- ○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設
- ○業務管理体制に問題がある場合は、国、 都道府県、市町村による事業者に対する 是正勧告・命令権 創設
- ○事業所の**廃止届を事 後届出制から事前届** 出制へ。また、立入 検査中に廃止届を出 した場合を指定・更 新の欠格事由に追加 等
- ○指定取消を受けた事業者が**密接な関係に** ある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加
- ○いわゆる連座制の仕 組みは維持し、<u>不正</u> 行為への組織的な関 与の有無を確認し、 自治体が指定・更新 の可否を判断
- ○広域的な事業者の場合は、国、都道府県、 市町村が十分な情報 共有と緊密な連携の 下に対応

- ○事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化
- ○事業者がサービス確 保の義務を果たして いない場合を、勧告 ・命令の事由に追加
- ○<u>行政が必要に応じて</u> 事業者の実施する措 置に対する支援を行

常勤・非常勤別介護職員数の推移(実人員)

		平成1	2年	平成1	3年	平成1	4年	平成1	5年	平成1	6年	平成1	7年
		介護職 員数	割合	介護職員 数	割合	介護職員 数	割合	介護職 員数	割合	介護職 員数	割合	介護職員 数	割合
合	常勤	357,283	65.1%	409,294	61.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592,666	59.1%	656,874	58.4%
	非常勤	191,641	34.9%	252,294	38.1%	305,541	40.4%	367,736	41.6%	409,478	40.9%	467,817	41.6%
計	総計	548,924	100.0%	661,588	100.0%	755,810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,691	100.0%
施	常勤	210,770	89.2%	223,575	88.0%	232,772	87.7%	245,305	87.1%	258,577	86.7%	268,477	85.9%
	非常勤	25,443	10.8%	30,376	12.0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%
設	計	236,213	100.0%	253,951	100.0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%
在	常勤	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44.4%	271,942	45.1%	334,089	47.5%	388,397	47.8%
在宅サー	非常勤	166,198	53.1%	221,918	54.4%	272,753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.5%	423,925	52.2%
ビス	計	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603,503	100.0%	704,003	100.0%	812,322	100.0%

[※]介護職員数は実人員。

資料出所:「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

^{※「}常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者(他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等)。

介護労働者の賃金等①

	介護労働者(うち月給者)の賃金等(注1)												
	全体				男				女				
	1か月の 実賃金 (注2)	1か月あ たりの所 定内賃 金 (注3)	年 齢 (注4)	勤続 年数 (注5)	1か月 の実賃 金 (注2)	1か月 あたり の所定 内賃金 (注3)	年 齢 (注4)	勤続 年数 (注5)	1か月 の実賃 金 (注2)	1か月 あたりの 所定内 賃金 (注3)	年 齢 (注4)	勤続 年数 (注5)	事業所の 開設経過 年数
平成19年度 介護労働 実態調査	221.2千 円	214.9 千円	40.0歳	3.4年	234.7千 円	225.8 千円	37.0歳	3.0年	217.0 千円	211.1千 円	45.2歳	3.0年	9.0年

(参考)平成18年度介護労働実態調査の結果

	平成18年度 介護労働 実態調査	224.2千 円	213.8 千円	38.9歳	5.0年	236.8千 円	226.8 千円	36.9歳	4.3年	220.2 千円	210.0 千円	43.8歳	4.1年		12.3年	
--	------------------------	-------------	-------------	-------	------	-------------	-------------	-------	------	-------------	-------------	-------	------	--	-------	--

- (注1)【介護労働者】: <u>訪問介護員</u>、サービス提供責任者、<u>介護職員</u>、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、 福祉用具専門相談員の合計。以下同じ。
- (注2)【1か月の実賃金】: 平成19年9月1か月分として実際に支給された税込み賃金額で残業、休日出勤手当等を含む。以下同じ。
- (注3)【1か月あたりの所定内賃金】: 1か月に決まって支給される税込み賃金額で、交通費や各種手当も支給額が決まっている場合はこれも含めた金額。
- (注4)【年齢】:全体の【年齢】は正社員の平均値。男女の【年齢】は全介護労働者の平均値。
- (注5)【勤続年数】:全体の【勤続年数】は正社員の平均値。男女の【勤続年数】は全介護労働者の平均値。また、1年未満の端数は切り捨て。

介護労働者の賃金等2

(参考) 平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の結果

		一般労働者の決まって支給する給与額等												
	全体				男					女				
	決まって 支給する 給与 (注1)	所定内給 与額 (注2)	平均年齢	勤続 年数	労働者 の割合 (注3)	決まって 支給する 給与 (注1)	所定内 給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数	労働者 の割合 (注3)	決まって 支給する 給与 (注1)	所定内 給与額 (注2)	平均年齢	勤続 年数
全産業	330.6 千円	301.1 千円	41.0 歳	11.8 年	68.0%	372.4 千円	336.7 千円	41.9歳	13.3 年	32.0%	241.7 千円	225.2 千円	39.2 歳	8.7 年
福祉施設 介護員	210.7 千円	199.5 千円	36.0 歳	5.1 年	29.5%	225.9 千円	213.6 千円	32.6歳	4.9 年	70.5%	204.4 千円	193.7 千円	37.4 歳	5.2 年
ホームヘルパー	213.1 千円	197.7 千円	43.8 歳	4.8 年	17.8%	239.3 千円	214.7 千円	36.7歳	3.5 年	82.2%	207.4 千円	194.0 千円	45.3 歳	5.1 年

⁽注1)【決まって支給する給与】: 労働契約、労働協約或いは事業所の就業規則によって予め定められている支給条件、算定方法によって6月1か月分として支給された現金給与をいい、所定内給与額に超過労働給与額を加えたものである。

(注3) 全産業、福祉施設介護員、ホームヘルパー毎の、男・女の割合。

⁽注2)【所定内給与額】: 所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月1か月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額([1]時間外勤務手当、[2]深夜勤務手当、[3]休日出勤手当、[4]宿日直手当、[5]交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

介護職員及び訪問介護員の賃金等

※ 平成19年度介護労働実態調査のデータを基に老健局老人保健課が算出した。

- 介護職員は、正社員が多い(58.3%)が、訪問介護員は非正社員が多い(83.6%)。
- 女性の介護職員及び訪問介護員は、男性と比較して、年齢は高く、勤続年数も長いものの、

1か月の実賃金は低い。

					介	↑護職員及び訪問介護員の賃金等 								
	全体						罗	3		女				
		客体数 (注3)	1か月 の実賃 金	年齢	勤続年 数 (注4)	客体数 (注3)	1か月 の実賃 金	年齢	勤続年 数 (注4)	客体数 (注3)	1か月 の実賃 金	年齢	勤続年 数 (注4)	
介護職員	正社員 (注2)	8,568人 [58.3%]	208.6 千円	36.5歳	3.3年	2,492人 (29.1%)	219.2 千円	32.6歳	3.1年	6,076人 (70.9%)	204.0 千円	38.1歳	3.4年	
(注1)	非正社員(注2)	6,129人 [41.7%]	115.4 千円	44.1歳	2.1年	705人 (11.5%)	143.4 千円	37.8歳	1.8年	5,424人 (88.5%)	111.9 千円	45.0歳	2.2年	
訪問介護員	正社員	1,571人 [16.4%]	182.3 千円	44.5歳	3.3年	354人 (22.5%)	193.3 千円	42.9歳	2.8年	1,217人 (77.5%)	179.2 千円	45.0歳	3.4年	
(注1)	非正社員(注2)	8,013人 [83.6%]	75.4 千円	50.9歳	3.1年	271人 (3.4%)	99.0 千円	46.3歳	2.3年	7,742人 (96.6%)	74.6 千円	51.1歳	3.2年	

(注1) 本調査で<u>「介護労働者」</u>とは、<u>訪問介護員</u>、サービス提供責任者、<u>介護職員</u>、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、 栄養士、福祉用具専門相談員の合計をいう。

上記「介護労働者」のうち、<u>「訪問介護員」</u>は介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。以下同じ。

上記「介護労働者」のうち「介護職員」は、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。以下同じ。

- (注2)「正社員」とは、本調査では雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。以下同じ。 「非正社員」とは、本調査では正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)をいう。以下同じ。
- (注3)[]は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員・非正社員の割合。()は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員、非正社員毎の男・女の割合。
- (注4)【勤続年数】:1年未満の端数は切捨て。

離職率の状況

	かっこ内は、平成18年度	離職率 かっこ内は、平成18年度雇用動向調査及び平成18年度介護労働実態調査の離職率								
	全体	正社員	非正社員							
全産業(注1)	(16.2%)	(13.1%)	(26.3%)							
介護職員(注2)	24 60/ (20 20/)	20.4%(21.7%)	32.7%(27.3%)							
訪問介護員(注2)	21.6%(20.3%)	18.2%(19.6%)	16.6%(14.0%)							

- (注1)・全産業の出典は、「平成18年度雇用動向調査結果(厚生労働省)」
 - ・全産業の離職率については、以下の算式で算出している。

- ・全産業については、「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。
- (注2)・介護職員及び訪問介護員の出典は、「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)」
 - ・介護労働実態調査の離職率については、以下の式で算出している。